

令和7年度 前橋市立桃井小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月策定

1. いじめ防止基本方針策定に当たって

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。本基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

(ア) 桃井小学校の基本的な考え方や方針等

- ① 「いじめは、どの学級・どの子どもにも起こりうるものである」という基本認識に立ち、家庭や地域、関係機関とも連携しながら、いじめを許さない学校作づくりを行う。
- ② 1人1人の個性の伸長を図りながら、互いを認め合い、自己有用感を高められるようにすることで、児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に主体的に取り組めるような学校作りを行う。

(イ) めざす児童像

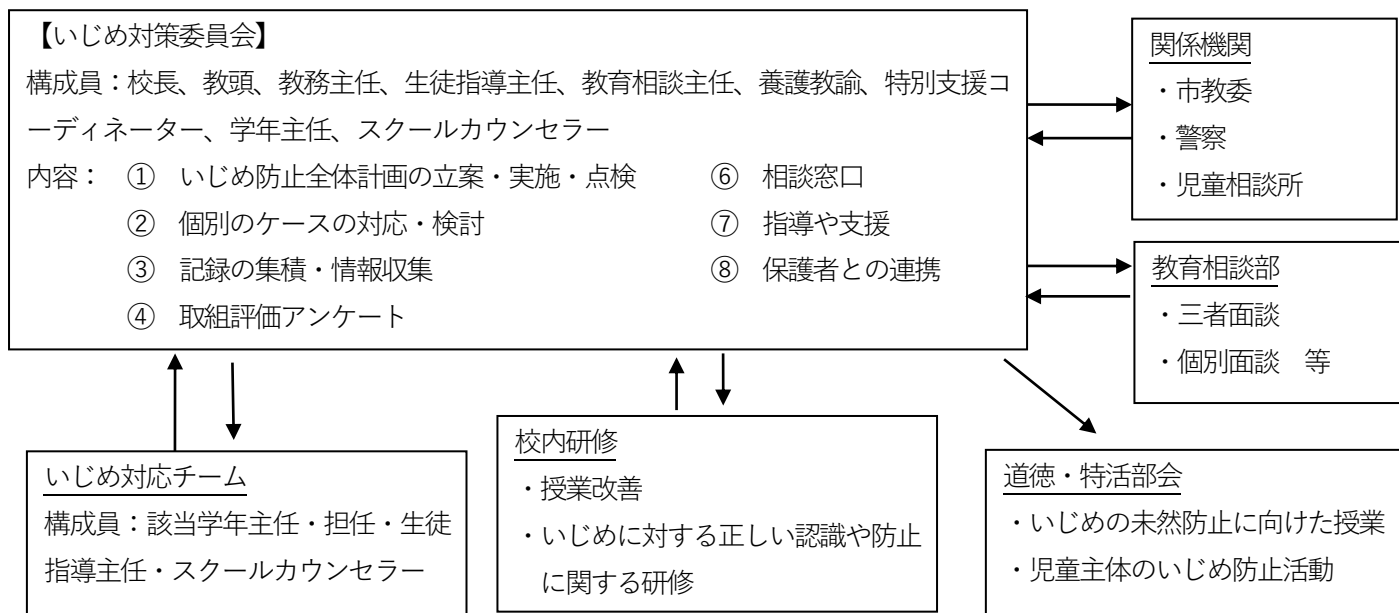
- ① 相手の立場や考えを尊重し、誰とでも仲良く助け合うことのできる、明るく思いやりのある児童。
- ② いじめを自分のこととして考え、いじめ防止に向けて主体的に考え、すすんで行動できる児童。
- ③ いじめを絶対に許さないという強い気持ちを持った、たくましく粘り強い児童。

(ウ) めざす学校像

- ① 異なる考えや意見を認め合いながら、ともに学ぶ活動を通して「桃井小には何でも話し合える友達がいる」と感じられる学校。
- ② 教師との日常的な関わりを通して「桃井小には自分のことを理解してくれる先生がいる」と感じられる学校。
- ③ 日々の授業・活動を通して「桃井小は分からなかったことが分かるようになり、できなかったことができるようになる」と感じられる学校。

組織及び校内体制について

<組織構造図>



2. いじめの未然防止

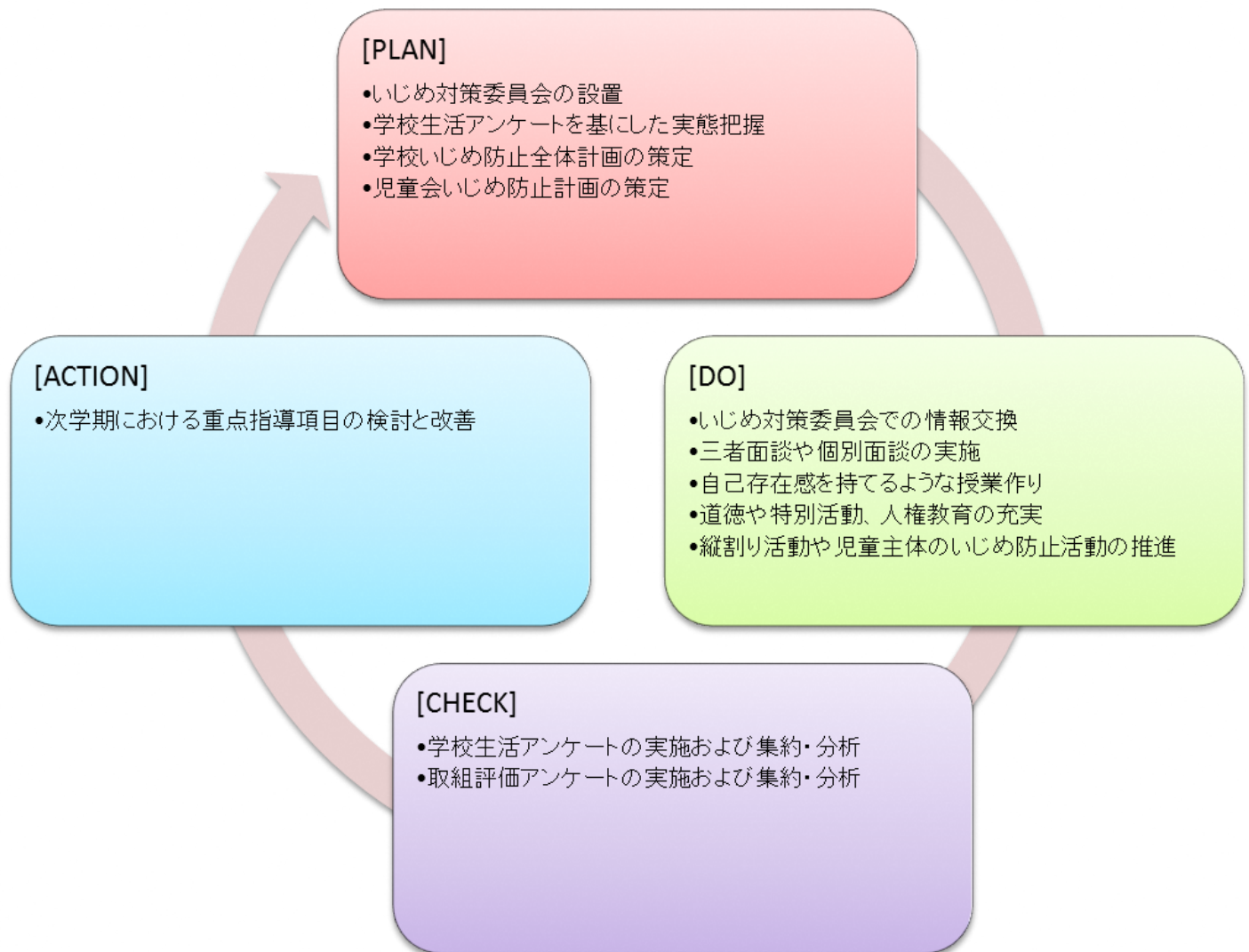
(ア) 基本方針

本校は、卒業生である鈴木貫太郎先生の「正直に腹を立てずに撓まず励め」を基盤に、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童の育成を目指し、以下の方針のもと、いじめ防止活動を推進する。

- 集団生活のルールを大切にしながら、全ての児童が安心して通えるような学校・学級作りを目指すとともに、自己存在感を持つことができるような授業を実施する。（「居場所づくり」）
- 全ての児童が互いの良さを認め合い、尊重し合えるような学校・学級作りを目指すとともに、1人1人がいじめ防止のために主体的に行動できるように環境を整備する。（「絆づくり」）
- これらの活動を通して、児童の自己有用感を育成し、いじめの未然防止につなげる。

(イ)指導計画・研修計画

PDCAによる取組



居場所づくり

① 児童が「わかる」授業作り

全ての児童がよく理解でき、自信を深め、自己存在感につながるような授業作りを目指すとともに、グループ活動や話し合い活動を多く取り入れることで、互いの良さを発見し、望ましい人間関係が築けるような雰囲気を醸成する。

② 学習規律の確保と教室環境の整備

全ての児童が授業に参加できるよう、チャイム着席、話し方・聞き方の指導などを重点的に行い、学習規律を確保する。また、児童が「自分の学級に所属している」という帰属感を得られるように、児童の活躍や成長の様子がわかるような教室掲示の工夫を行う。

③ 思いやりの心を育む道德教育や差別を許さない人権教育の充実

道德の時間を中心に様々な道德的価値についてじっくりと考えさせ、命の大切さや思いやりの心を身に付けさせる。また、12月の人権週間に合わせて学級や学校全体で人権について集中的に学習する時間を設け、差別や偏見を許さない態度を育む。発達障害等について、適切に理解したうえで、一人一人を大切にしたい指導を行う。

絆づくり

① 児童主体のいじめ防止活動の展開

児童1人1人がいじめを自分のものとして考え、防止のために主体的に活動できるように、児童会を中心として児童主体のいじめ防止活動を推進する。（いじめ防止啓発ポスターの作成、年間を通したあいさつ運動など）

② 思いやりや自己有用感を高める縦割り活動や特別活動の充実

「ふれあいタイム」などの縦割り活動、委員会活動やクラブ活動などの特別活動を通して、より良い人間関係を築こうとする態度や社会性を養うとともに、自分の役割や「やりがい」を意識させ、児童の自己有用感を高める。

③ 規範意識の醸成と生活規律の確保

学校や学級、地域社会の決まりやルールを守ろうとする規範意識を高め、いじめを生み出さない安定した生活基盤を築くことができるよう、全職員が連携して生徒指導の充実に取り組む。

(ウ) 保護者・地域・他校との連携

① 保護者や地域との連携

学校ホームページや学校だよりなどを通して適切な情報提供を行うとともに、家庭訪問や教育相談などを通して保護者からの確に情報を収集し、いじめの未然防止について理解と協力を求める。

② 他校や関係機関との連携

幼稚園や保育園、中学校との円滑な接続を図るために、学校間の交流行事や情報交換を積極的に行うとともに、「万引き防止教室」の実施など、関係機関とも連携していじめの未然防止に取り組む。

(エ) 校内研修

校内研修を通して、それぞれの教職員が自分の課題に対して真摯に向き合い、取り組んだ成果を互いに共有することで、教職員の資質の向上を図る。

- ① いじめを見抜く感性を磨くこと
- ② 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと
- ③ 「自信」と「やる気を」引き出す授業作りをすること
- ④ 心の居場所づくりに努めること
- ⑤ 一人一人の心の理解に努めること
- ⑥ いじめは許さないという学級風土をつくること
- ⑦ 子どもの姿を見つめること

3. いじめの早期発見

(ア)基本方針

いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で行われており、学校組織として早期発見に取り組むことの必要性を共有し、家庭・地域と協力して全力で実態把握に努める。

(イ)児童のささいな変化に気づくための取組

- ① 学校生活アンケート
- ② 教職員による見取り
- ③ 個別面談
- ④ 家庭訪問や教育相談
- ⑤ スクールカウンセラーによる面談

(ウ)情報を確実にするための取組

- ① 職員会議における情報交換
- ② 生徒指導委員会等の組織を生かした情報交換・対応策の協議
- ③ いじめ対策委員会における情報交換・対応策の協議・指導記録の集積

4. いじめに対する対応

(ア)基本方針

本校のいじめ対策における中心組織である「いじめ対策委員会」が、事実関係の正確な把握に努め、迅速かつ適切な対応を行い、児童と保護者が納得できる解決を目指す。

(イ)早期解決に向けた取り組み

- ① 対応チームの編成
- ② 対応方針の決定・役割分担
- ③ 事実の究明と支援・指導
- ④ いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導
 - 1) 被害者 事後の経過観察を3ヶ月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。
 - 2) 加害者 保護者と連携した適切な対応ができるように協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
 - 3) 周囲の児童 はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ⑤ 前橋市教育委員会や関係機関との連携

(ウ)重大事態発生の場合

- ① 重大事態の定義
 - A) いじめにより児童の生命・心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - B) いじめにより児童が相当期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

C) 児童や保護者から「いじめにより重大事態に至った」という旨の申し立てがあったとき。

② 重大事態への対処

- A) 前橋市教育委員会へ報告し、当該事案に対処する組織を設置する。
- B) いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査(聞き取り調査やアンケート)を実施する。
- C) 保護者や地域へ正確な情報提供を行うとともに、前橋市教育委員会と連携して関係機関へ適切に対応する。
- D) 専門家やスクールカウンセラーと連携し、関係児童や保護者、その他の児童などの心のケアを行う。

(エ) その他

① 関係機関との連携

いじめの原因に児童虐待が疑われる場合は児童相談所と連携したり、犯罪行為と認められるようないじめは警察と連携したりするなど、いじめの事案に応じて柔軟に対応する。

② ネット上へのいじめの対応

- ・ 事案が発生した場合には、不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。また、前橋市教育委員会のネットパトロールや、警察のサイバー犯罪捜査室などにも協力を要請し、関係機関と連携しながら問題の解決にあたる。
- ・ ネット上のトラブルを防ぐために、情報モラル教育の推進を図るとともに、インターネットの適正な利用について児童および保護者に注意喚起を行う。

5. その他

○ **評価と改善について**

学期ごとに取組評価アンケートを実施し、いじめ防止全体計画について、いじめ対策委員会の中で検証および修正を行う。また、年1回実施される学校評価アンケートの結果も活用する。

○ **保護者・地域への情報発信と啓発活動について**

いじめ防止に向けた児童の主体的な取り組みについて、学校だよりや学年・学級懇談会などで保護者や地域などに紹介したり、インターネットの適正な利用について注意喚起を行ったりして、いじめにつながるおそれのある問題について児童および保護者に啓発する。